

令和7年度血圧計貸出し事業実施要領

第1 目的

令和6年度の集団検診における特定健康診査の結果をみると、35.9%の者が血圧高値※となっている。ただし、時間帯や季節、精神状態、身体状況により血圧は1日のなかでも変動するため、健診時の血圧値だけでは白衣高血圧や早朝高血圧、仮面高血圧の同定は困難である。

一方、家庭血圧は長期にわたる多数回の測定が可能であり、定期的な家庭血圧測定は高血圧の早期発見や高血圧治療の管理に有用である。

また、脳血管疾患による死亡率は減少傾向であるものの、依然として高い水準である。脳卒中予防十か条 2025 にも高血圧治療が掲げられており、日頃から家庭血圧を測定することで血圧を管理し、高血圧を予防することは重要である。

以上のことから、家庭血圧の普及や契機となることを目的に本事業を実施する。

※血圧高値の判定基準：収縮期血圧 140mmHg～、拡張期血圧 90mmHg～

第2 貸出し対象者

- (1) 町内在住の者（年度内1回限り）
- (2) 町内で町内の者を対象とした健康増進活動を行う者及び団体

第3 貸出し血圧計

- (1) エー・アンド・デイ デジタル血圧計 UA-1005 2台
- (2) オムロン 上腕式血圧計 HEM-1021 スポットアーム 2台

第4 貸出し期間

閉庁日を含め10日以内。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

第5 貸出し場所

貸出し及び返却を行う場所は、紫波町健康福祉課とする。

第6 貸出し手続

貸出しを受けようとする者（以下「申出者」という。）は、血圧計借用書（様式1）を町長に提出する。

- 2 申出者は、貸出しにかかる申出の内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに連絡する。
- 3 申出があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、血圧計の貸出しを承認する。
 - (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反するとき。
 - (3) その他町長が貸出しについて不相当と認めるとき。

町長は貸出し状況を血圧計貸出し簿（様式2）において記録及び管理を行う。

第7 血圧及び生活習慣病に関する保健指導

原則として、貸出しや返却は保健師等が対応し、必要に応じてリーフレット等を活用し

て保健指導をあわせて実施する。

第8 費用負担

無償とする。ただし、運搬等に要する費用及び利用に関し必要な費用については貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

第9 利用者の遵守事項等

(1) 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 紛失及び損傷を防ぐため、適切な管理を行うこと。

イ 原則として屋内で使用すること。

ウ 取扱説明書に基づき適切に使用すること。

エ 処分、譲渡又は転貸しないこと。

オ 営利目的で使用しないこと。

(2) 利用者は、紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に報告すること。

第10 原状回復

利用者は責めに帰すべき事由により、故障、破損、紛失等させた場合には、利用者の負担においてこれを補償し、又は修理の上返却するものとする。

第11 町長は、次に掲げる場合、貸出しを中止することができる。

(1) 故障等やむを得ない理由があるとき。

(2) 利用者がこの要領の規定に違反したとき。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、町長は返還を命じるものとし、利用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 第1項第1号及び第2号の場合において、利用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

第12 返却

利用者は、貸出し期間内に返却する。